平成３０年（フ）第４７号
和歌山市南出島60番地１　グランファーム201
債務者　上　　利次
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５０号
和歌山市和歌浦東２丁目１番44号　フォレストコート和歌浦東１－Ｂ、前住所和歌山市有本309番地２　堀川マンション401号
債務者　谷口　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５４号
和歌山県海草郡紀美野町小畑64番地２
債務者　中谷　志津
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第７号
富山県黒部市若栗2602番地19
債務者　加藤　　香
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成３０年（フ）第１００号
岐阜市佐久間町22番地
債務者　庵ｃｈａｎこと　中島　啓介
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１２２号
兵庫県姫路市千代田町736番地１　インタービレッジ千代田町202、従前の住所兵庫県姫路市坊主町32番地　しらさぎハウスＤ－１号室
債務者　石田　重且
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１４２号
兵庫県姫路市城見台４丁目７番地９
債務者　竹内　美羽（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１０２７号
広島市東区戸坂千足１丁目14番16号
債務者　渡辺　優一
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０８２号
大阪府寝屋川市三井南町18番５号（205号）
債務者　香里整体院こと　前田　和哉
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１３５号
大阪市北区天神橋１丁目12番22号　昭和天一ビル　407号室
債務者　西本　太一
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４６２号
大阪府東大阪市中新開２丁目２番１号　ロイヤルハイツ山本　306号
債務者　押海　昌永
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３８６号
東京都八王子市大楽寺町606番地１グリーンアベニューＢ＆ＢⅡ302号
債務者　小林　千恵（旧姓花元）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２６１号
東京都八王子市中野上町４丁目26番22号ベルカント八王子201号
債務者　加藤　悦子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３９２号
東京都三鷹市上連雀２丁目13番12号
債務者　樋渡　剛章
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２６２号
東京都町田市根岸町1012番地１シャトーしむらＡ－１
債務者　深澤　宏之
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４０８号
東京都立川市一番町１丁目61番地の５天王橋コーポ301号
債務者　吉見　武修
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部